

平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業（略称：総合事業）が始まります。それに伴い、予防訪問介護・予防通所介護が訪問型サービス・通所型サービスに名称が変更となりサービスが提供されます。また、サービス利用者の区分が要介護 1～5、要支援 1・2に加えて、「事業対象者」が増えます。

事業対象者とは、**基本チェックリスト**（25 項目）に該当し、地域包括支援センター等に総合事業のサービスを利用する必要があると判断された人をいいます。介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）のみを利用する場合は、**要介護（要支援）認定の手続きをしなくても**、基本チェックリストによる判定で、ご利用できます。

※ただし、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出がまだの方は届出が必要です。

基本チェックリストによる手続きについて

○ 手続きが簡単です

基本チェックリストを実施して基準に該当した方は要介護（要支援）認定を受ける必要がないため、主治医による意見書作成や認定調査員の調査を受ける必要がありません。

○ 利用できるサービス

「訪問型サービス」・「通所型サービス」

○ 利用できないサービスがあります

要介護（要支援）認定を受けた方が使うサービスと比べると、利用できないサービスがあります。

《利用できないサービスの一例》

「デイケア」・「訪問看護」・「短期入所」・「福祉用具」・「住宅改修」 など

○ 必要な時は、要介護（要支援）認定の申請ができます

事業対象者となった後や、総合事業のサービスを利用し始めた後も、必要な時には、要介護（要支援）認定の申請ができます。

お住まいの地区の包括支援センター又は市町の窓口に相談してください。

【裏面に続く】

訪問型サービス

サービス種類	現行相当サービス		訪問型サービスA		訪問型サービスC
サービス内容	身体介護・身体介護を伴う生活援助		身体介護を伴わない生活援助		専門職による相談指導
区分	事業対象者・支援1・支援2		事業対象者・支援1・支援2		事業対象者・支援1・支援2
頻度・単価	週1回程度	1168 単位/月	週1回程度 月4回まで	226 単位/回	無料
	月4回まで	266 単位/回			
	週2回程度	2335 単位/月	週2回程度 月5回～8回 まで	229 単位/回	
	月5回～8回まで	270 単位/回			
区分	事業対象者・支援2				
頻度・単価	週2回を超える	3704 単位/月			
	月9回～12回まで	285 単位/回			

通所型サービス

サービス種類	現行相当サービス		通所型サービスA		通所型サービスC
サービス内容	サービスの継続が必要な者 身体介護が必要な者等		生活機能の維持向上が必要な者等		専門職による相談指導
区分	事業対象者・支援1		事業対象者・支援1		事業対象者・支援1・支援2
頻度・単価	週1回程度	1,647 単位/月	週1回程度 月4回まで	340 単位/回	無料
	月4回まで	378 単位/回			
区分	事業対象者・支援2		事業対象者・支援2		
頻度・単価	週2回程度	3,377 単位/月	週2回程度 月5回～8回 まで	350 単位/月	
	月5回～8回まで	389 単位/月			

（相談窓口）

三好市にお住まいの方

みよし地域包括支援センター 72-5877

三野支所 77-2882

西祖谷支所 87-2088

東みよし町にお住まいの方

東みよし町包括支援センター 76-5580